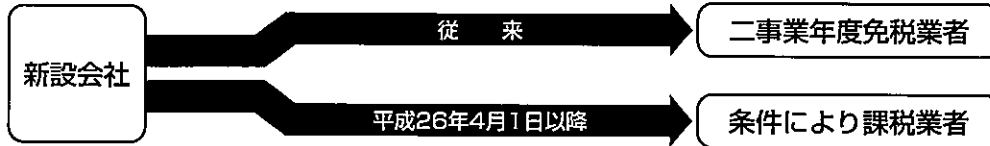


# ワンポイントアドバイス

## 消費税付随改正事項!

### ◇ 新設法人の免税制度見直しについて



従来親会社が、資本金1千万未満の子会社等を設立した場合、原則として二事業年度は免税業者でした。

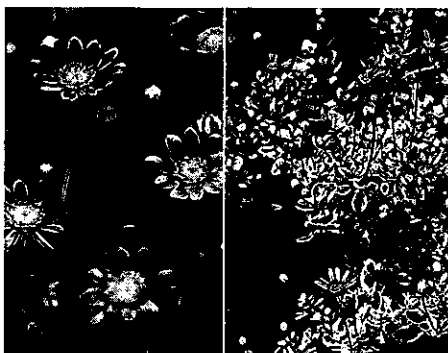
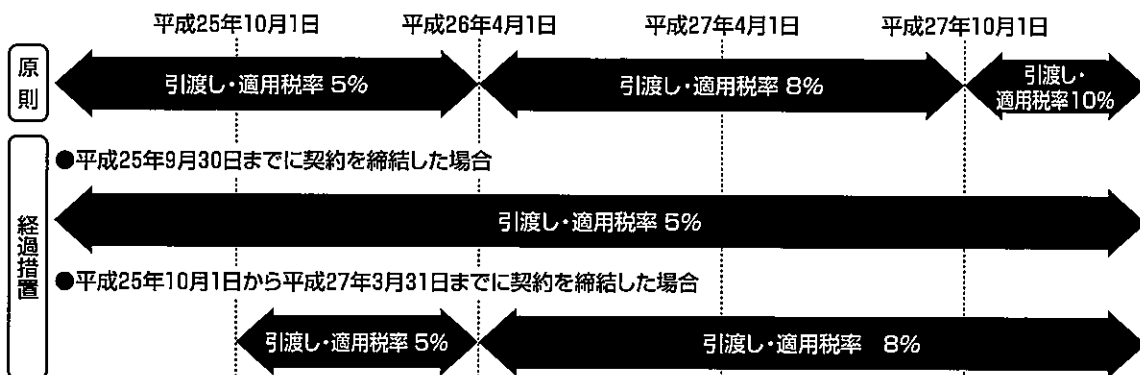
平成26年4月1日以降新設される法人から、課税売上高5億円を超える親会社等(大規模会社)が設立した子会社等(親会社が株式の50%超を直接・間接に保有)は、免税特例はありません。

### ◇ 建設請負工事契約などの経過措置

建設請負工事や不動産などの賃貸契約については、税率の改正日(平成26年4月1日又は平成27年10月1日)前に契約が締結されていても、完成引渡しや貸付が税率改正日以後に行われる場合は、原則として新税率(8%又は10%)が適用されます。ただし、契約締結が一定期間内などに行われた場合には、旧税率(5%又は8%)を適用する経過措置が取られます。

(賃貸借契約の時、期間中の対価の額が決められていること。対価の額の変更ができないこと。双方に解約を申し入れる定めがないこと。貸付に係る資産の9割以上支払っている事等の規制があります。)

#### 旧税率を適用する経過措置



7月の花 ブルーデージー

詳しい内容やご質問がございましたら、

TEL: 06-6313-1369まで

お問い合わせください。